

知って得する! 法律コラム



弁護士 村岡つばさ

M & A – 最終契約書の重要性

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の村岡です。

昨年10月21日、11月18日のコラムで、「デューデリジェンスの重要性」や「M&Aに関する各種契約」の説明や注意点を解説しました。今回は、M&Aの最後に当事者間で取り交わす「最終契約書」についてお話します。

2 最終契約書(株式譲渡契約書など) – 11月18日のコラムのおさらい

基本合意書の締結後、デューデリジェンスを踏まえ、当事者間でM&Aの最終価格などの交渉を行い、合意に至れば、株式譲渡契約書などの(最終)契約書を交わします。これにより、M&Aの最終的な合意が成立することとなります。

「最終的な合意」ということからもお分かりの通り、この契約書はとても大事です。最終契約書の条項を巡り、M&A実行後に大きなトラブルになるケースも多いです。

株式譲渡契約書を例にとると、①株式譲渡の価格、②株式譲渡日、③譲渡時の手続や交付書類、④株式譲渡の前提条件、⑤表明保証、⑥損害賠償・補償といった条項が定められることが一般的です。この記事では、特に重要な条項である「⑤表明保証」「⑥損害賠償・補償」のみ解説します。

3 表明保証条項について

表明保証とは、「契約当事者が相手方に対し、ある特定の時点において、一定の事項が真実・正確であることを表明し、保証する」という意味です。これだけ聞くと分かりにくいですね。

M&Aの交渉の過程では、決算書や帳簿などの様々な資料が開示されたり、会社の内情についてのヒアリングが行われます。そして、これらの資料やヒアリングの内容などを踏まえて、最終的な譲渡価格が決定されるため、買主側としては、開示された資料や聴取内容が事実と異なっていると非常に困りま

す。また、限られた時間の中で資料をチェックするため、「その資料が本当に正しいのか」を細かく、深くチェックすることは中々困難です。そこで売主側から、「開示された資料やヒアリング時の回答内容が正しいこと」を保証してもらう必要があるわけです。

表明保証の対象とされる事項については、①許認可(問題なく許認可を取得しており、取消の恐れなどもないこと)、②法務(法律違反の状態がないこと)、③財務(開示した計算資料等に偽りがなく、簿外債務が存在しないこと)、④労務(未払残業代がないこと、労務紛争がないこと)、⑤紛争(法的紛争が係属しておらず、発生するおそれもないこと)、⑥権利関係(所有物や知的財産権などの権利を有効に保有していること)といった事項が多いです。

4 損害賠償・補償条項について

上記3で見た「表明保証」に違反した場合を含め、損害賠償や補償に関する条項も設定されるのが一般的です。ただしM&Aの最終契約書における損害賠償・補償条項は、通常の契約書よりも細かく設定されることが多いです。

例えば、請求できる期間を民法の期間よりも短く設定したり、損害賠償・補償の上限額を設定するケースが多く見られます(設定される期間や上限額も様々です)。

5 おわりに

デューデリジェンスや最終契約書を含め、M&A取引においては、「自社」に専門家を介在させることが必要不可欠です。仲介会社はあくまでも「仲介」に過ぎないため、貴社の立場で交渉はしてくれませんし、リスク要因も伝えてくれません。「仲介会社から提示された契約書のひな形でそのまま最終契約を締結してしまった」という話を聞きますが、これがどれほど恐ろしいことかは、このコラムを見て頂いた方なら、よくお分かりいただけるかと思います。